

2025 年 10 月 29 日

各 位

会 社 名	ハンワホームズ株式会社
(コード番号	275A TOKYO PRO Market)
代 表 者 名	代表取締役社長 鶴厚志
問 合 せ 先	執行役員経営管理部部長 眞國慶多
T E L	072-485-0102
U R L	https://www.hanwa-ex.com

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

当社は、2025 年 10 月 9 日開催の取締役会において決議しました公募による募集株式発行等に関し、2025 年 10 月 29 日開催の取締役会において、未定でありました払込金額等につきまして、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|------------------|--|
| (1) 募集株式の払込金額 | 1 株につき 金 212.50 円
(ただし、引受価額が募集株式の払込金額を下回る場合は、当該募集株式の発行を中止する。) |
| (2) 募集株式の払込金額の総額 | 80,750,000 円 |
| (3) 仮 条 件 | 250 円から 270 円 |
| (4) 仮条件決定の理由等 | 仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。 |

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたわけではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 第三者割当による募集株式発行の件

(1) 募集株式の払込金額 1株につき 金 212.50 円

(2) 募集株式の払込金額の総額 12,112,500 円

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資の概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数	当社普通株式	380,000 株
② 売出株式数	オーバーアロットメントによる売出し	57,000 株

(※)

(2) 需要の申告期間 2025年10月30日(木曜日)から
2025年11月6日(木曜日)まで

(3) 価格決定日 2025年11月7日(金曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 2025年11月10日(月曜日)から
2025年11月13日(木曜日)まで

(5) 払込期日 2025年11月14日(金曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる株式売出しは、公募による募集株式発行に伴い、その需要状況を勘案し、フィリップ証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少又は全く行わない場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、フィリップ証券株式会社が当社株主である鶴厚志(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。また、フィリップ証券株式会社は、上場日

(2025年11月17日)から2025年12月12日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、株式会社名古屋証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。フィリップ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、フィリップ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたわけではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. ロックアップについて

- (1) TOKYO PRO Market における当社普通株式の取引（気配表記を含む。）がブックビルディング方式による発行価格及び売価格の決定に影響を及ぼすおそれを可及的に排除する観点から、本募集に関連して、当社株主かつ貸株人である当社役員鶴厚志、当社株主である当社役員鶴結介、帝燃産業株式会社並びに当社新株予約権者である当社役員東家啓介、飯野房子、辻泰崇、眞國慶多は、フィリップ証券株式会社（主幹事会社）に対し、本書提出日から当社普通株式に係る TOKYO PRO Market からの上場廃止予定日である 2025 年 11 月 16 日までの期間中は、本書提出日現在に自己の計算で保有する当社普通株式の売却等又はこれらに係る注文を行わない旨を約束しております。
- (2) 本募集に関連して、当社役員である鶴厚志、鶴結介、東家啓介、飯野房子、辻泰崇、眞國慶多並びに当社株主である帝燃産業株式会社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の 2026 年 5 月 15 日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前による書面の同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシュエアオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得することは除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行、ストックオプションの行使による新株式発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたわけではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。